

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

1 対象工事等

(1) 対象工事

令和2年(2020年)4月1日以降入札する水産土木工事を対象とする。
ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

すべての地域を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上となる日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

通常の積算により算出した工期をいう(余裕ある工期期間を除く)。

なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ただし、年末年始休暇6日間と、夏季休暇3日間について、これより少ない日数を休暇とする場合においても、工期から除外する日数の短縮は行わないものとする。逆に、施工業者がこれよりも多い日数を年末年始休暇あるいは、夏季休暇とする場合においては、その日数は工期に含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。

3 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。

なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準」における「現場管理費率の補正」の「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」と合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。

ウ 補正值及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2

(3) 現場管理費の計算

$\text{対象準工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正係数}^{\ast 1} + \text{補正值}^{\ast 2})$

※1：施工地域による補正係数

※2：施工時期・工事期間による補正率、緊急工事による補正率及び、真夏日による補正率の和

4 気温の計測方法等

(1) 計測方法

受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とする。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重注意 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

5 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

6 契約手続等

(1) 今後発注予定の工事に対しては、熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う旨を特記仕様書に明示する。

(2) 第1回の打ち合わせ時に、熱中症対策に資する現場管理費率の補正の適用について協議するものとする。

(3) 協議においては、施工計画書に記載された計測及び結果報告の方法について、工事監督員が適正かどうかを確認すること。

ただし、当初より熱中症対策に資する現場管理費率の補正の適用を希望しない場合には、施工計画書への工事期間中における気温の計測方法等の記載及び計測結果の報告を不要とし、設計変更は行わないものとする。

(4) 受注者は計測結果を概ね工事完了日の20日前までに工事監督員に提出することとし、工事監督員は、計測方法及び計測結果を確認し適正と判断した場合には最終設計変更時に補正の適用を行う。

なお、計測期間については、受発注者間が協議の上で決めることとする。

(5) 補正適用の変更後に、工期内に真夏日があった場合や、早期完成により工期が短くなった場合でも設計変更は行わない。

7 その他

上記の取扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことが出来る。